

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年7月4日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第4条の規定による許可の申請又は許可を受けた事項の変更の申請は、風致地区内行為許可（変更）申請書に風致地区内行為説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の当該右欄に定める図面等を添えて行わなければならない。

(条例第7条に規定する規則で定める行為等)

第3条 条例第7条前段に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (2) 国有林野内において行う国民の保健及び休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画に定める林道の開設又は管理に係る行為

第4条 条例第7条の規定による通知は、風致地区内行為通知書に風致地区内行為説明書及び別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の当該右欄に定める図面等を添えて行わなければならない。

第5条 条例第7条第1号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業の施行に係る水面の埋立て又は干拓
- (2) 地方公共団体又は農林漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る水面の埋立て又は干拓

第6条 条例第7条第2号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。

- (1) 高速自動車国道又は自動車専用道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道（以下「一般自動車道」という。）を除く。）とを連絡する施設の新設又は改築
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）

の新設又は改築（拡幅，舗装，勾配の緩和，線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼすものに限る。）

(3) 一般自動車道及び道路運送法第2条第8項に規定する専用自動車道（以下「専用自動車道」という。）で鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「自動車運送事業」という。）の用に供するもの以外の専用自動車道の造設又は管理に係る行為

(4) 一般自動車道又は専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は自動車運送事業の用に供するものに限る。）とこれらの自動車道以外の道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設

(5) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物で液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するものの設置

（条例第8条第1項第5号アの木竹が保全され，又は適切な植栽が行われる土地の面積）

第7条 条例第8条第1項第5号アの木竹が保全され，又は適切な植栽が行われる土地の面積は，樹木の樹冠その他風致を形成し，かつ，土地に定着する物の水平投影面積によるものとする。ただし，樹木の樹冠の水平投影面積については，別表第2の左欄に掲げる樹木の高さの区分に応じ，同表の当該右欄に定める面積によることができる。

（完了等の届出）

第8条 条例第9条の規定による届出は，風致地区内行為完了（廃止）届に行為の経過及び現況を記録した写真を添えて行わなければならない。

（身分証明書）

第9条 条例第11条第3項に規定する身分を示す証明書は，立入検査員証（別記様式）とする。

附 則

この規則は，条例の施行の日（平成27年1月1日）から施行する。

別表第1（第2条，第4条関係）

行為	図面等
建築物の建築 その他工作物 の建設又は建 築物その他の 工作物の色彩 の変更	(1) 付近見取図（方位，施行箇所，道路，河川，公共建築物等及び主要な道路，河川，公共建築物等からの距離を明示したのものに限る。以下同じ。） (2) 現況・計画配置図（縮尺50分の1から600分の1までの図面であって，縮尺，方位，地名及び地番，敷地の境界線，敷地内の建築物その他の工作物，木竹等の位置，建築物その他の工作物から敷地の境界線までの距離並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示したのものに限る。） (3) 求積図（敷地面積及び建築物その他の工作物の面積を明示したのものに限る。） (4) 2面以上の立面図（縮尺，高さ，主要部分の材料の種別，仕上げ方法及

	<p>び色彩（建築物その他の工作物の色彩の変更にあつては、色彩の変更を行う部分、変更を行う部分の面積及び変更前後の色彩）を明示したものに限り、）</p> <p>(5) 現況写真</p>
宅地の造成、 土地の開墾そ 他の土地の 形質の変更	<p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 現況・計画平面図（縮尺、方位、地名及び地番、行為地の境界線（土地に高低差がある場合にあつては、境界線及び等高線）、断面図の位置並びに石垣、崖、木竹、石塊等の位置を明示したものに限り、以下同じ。）</p> <p>(3) 現況・計画断面図（縮尺並びに現況及び行為後の状況を明示したものに限り、以下同じ。）</p> <p>(4) 植栽計画平面図（保全される木竹並びに行われる植栽の種類、位置、高さ及び面積を明示したものに限り、）</p> <p>(5) 現況写真</p>
水面の埋立て 又は干拓	<p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 現況・計画平面図</p> <p>(3) 現況・計画断面図</p> <p>(4) 現況写真</p>
木竹の伐採又 は土石の類の 採取	<p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 現況・跡地整理計画平面図（縮尺、方位、地名及び地番、行為地の境界線（土地に高低差がある場合にあつては、境界線及び等高線）並びに断面図の位置を明示したものに限り、）</p> <p>(3) 現況・計画断面図</p> <p>(4) 現況写真</p>
屋外における 土石、廃棄物 又は再生資源 の堆積	<p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 現況・計画配置図（縮尺50分の1から600分の1までの図面であつて、縮尺、方位、地名及び地番、行為地の境界線、行為地内の土石、廃棄物又は再生資源、建築物その他の工作物、木竹等の位置並びに行為地に接する道路の位置及び幅員を明示したものに限り、）</p> <p>(3) 2面以上の立面図（縮尺及び主要な部分の高さを明示したものに限り、）</p> <p>(4) 現況写真</p>

別表第2（第7条関係）

樹木の高さ	面積
1メートル以下の場合	0.5平方メートル
1メートルを超え2メートル以下の場合	1.5平方メートル

2メートルを超え3メートル以下の場合	3.5平方メートル
3メートルを超え4メートル以下の場合	6.0平方メートル
4メートルを超え5メートル以下の場合	10.0平方メートル
5メートルを超え6メートル以下の場合	14.0平方メートル
6メートルを超える場合	19.0平方メートル

別記様式 立入検査員証（第9条関係）

（表）

	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div>	<p>立 入 検 査 員 証</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p>
	年 月 日生
<p>上記の者は、盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例第11条第2項の規定に基づき、風致地区内の土地に立ち入って当該土地若しくは当該土地にある建築物等又は当該土地において行われている工事の状況を検査する者であることを証明する。</p>	
	年 月 日
	盛岡市長 印

備考 用紙の大きさ 縦6センチメートル 横9センチメートル

（裏）

<p>この立入検査員証を携帯する者は、盛岡市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき風致地区内の土地に立ち入って当該土地若しくは当該土地にある建築物等又は当該土地において行われている工事の状況を検査する者で、その関係条文は、次のとおりです。</p>
